

26み監査第 66号  
平成26年11月21日

みよし市長 小野田賢治様  
みよし市教育委員会委員長 木戸友二様  
みよし市議会議長 近藤剛男様

みよし市監査委員 倉本繁八  
同 林徳秋

随時監査(現金取扱事務に関する監査)の結果に関する報告について(提出)  
地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定に  
より、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

倉本繁八

林 徳秋

## 第2 監査の種類

随時監査

## 第3 監査の概要

### 1. 監査の実施日

平成26年10月9日

### 2. 監査の対象とした部課

総務部 総務課

健康福祉部 高齢福祉課

協働部 協働推進課（市民活動サポートセンター）

教育部 教育行政課（ふれあい交流館）

図書館

### 3. 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

### 4. 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則の規定に基づき、現金取扱員による収納金の取扱い及び現金の保管が適正に行われているかを主眼とし、以下の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

なお、監査は監査対象の部課に事前の通知を行わず、実施しました。

- (1) みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条による収納金出納簿は、整備されているか。
- (2) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記入されているか。また、日々、出納関係帳簿の点検を行っているか。
- (3) 収納金・釣銭は、適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (4) 現金は、現金出納簿、収納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (5) 収納金は、遅滞なく指定金融機関に振り込まれているか。

(6) 現金取扱員に任命された者が、現金を取り扱っているか。

(7) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿などを整備し、管理しているか。

#### 第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに上記着眼点に沿って、監査結果を報告します。

##### 1. 総務部総務課

平成26年10月9日午前10時30分から、総務課副主幹、主査の立会いのもとで監査を実施しました。

毎月末にコピー機のメーター数とコピー機料金受けのコピー機使用料を確認し、コピー代出納月計簿に記載するとともに、調定を起票し、即日入金されていました。

つり銭は、鍵のかかるコピー機料金受けに、すべて入れられており、私金との混同はなく、コピー機料金受けの鍵は、施錠できる場所に保管されていました。

監査当日のコピー機料金受けの現金は、9月30日に確認したコピー機のメーター数と、監査当日のメーター数の差から換算した使用料と、つり銭の額は一致していました。

会計課で確認した結果、現金の取り扱いをしている職員は、現金取扱員に任命されていました。

切手の管理は、切手管理簿により管理されていました。切手は物品庫内の金庫に保管されており、帳簿と切手の数も一致していました。

なお、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則（以下、「規則」という。）第8条に基づき、現金の出納を明らかにするため収入金出納簿は備えられていましたが、コピー機使用料については記載されておらず、コピー機出納月計簿により記録されていました。コピー機出納月計簿は出納簿の要件を満たしているものの例規等に規定されていませんので、規則あるいは要綱、要領等に定めておくよう口頭で指導しました。

##### 2. 健康福祉部高齢福祉課

平成26年10月9日午前10時45分から、高齢福祉課副主幹と主任主査の立会いのもとで監査を実施しました。

つり銭は、手持ち金庫に適正に保管されており、手持ち金庫の現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。なお、手持ち金庫についても施錠できる場所に保管されているとのことでした。

監査当日の手持ち金庫の現金は、収納金出納簿の金額と一致していました。

滞納整理等の収納金は、即日に入金されており、調定も適切に処理されていました。

会計課で確認した結果、現金の取り扱いをしている職員は、現金取扱員に任命されていました。

切手の管理については、切手管理簿により管理されていました。また、帳簿と切手の数も一致していました。切手の管理については、手持ち金庫に保管され、不使用時

は施錠できる場所に保管されているとのことでした。

なお、規則第8条に基づき収納金出納簿は整備されていましたが、滞納整理等で支払われた現金を即日指定金融機関へ入金する場合について、記載がされていませんでした。現金の出納にあたっては、収納金出納簿により出納の状況を明らかにしておくよう口頭で指導しました。

### 3. 教育部教育行政課（ふれあい交流館）

平成26年10月9日午後1時30分から、教育行政課主査の立会いのもとで監査を実施しました。

毎月末にコピー機のメーター数とコピー機料金受けの現金を確認し、コピー代出納月計表に記載するとともに、調定を起票し、速やかに入金されていました。つり銭は、鍵のかかるコピー機料金受けに、すべて入れられており、私金との混同はありませんでした。なお、コピー機料金受けの鍵は適正に保管されていました。

監査当日のコピー機料金受けの現金は、9月30日に確認したコピー機のメーター数と、監査当日のメーター数の差から換算した使用料と、つり銭の額は一致していました。

会計課で確認した結果、現金の取り扱いをしている職員は、現金取扱員に任命されていました。

なお、現金の出納については、規則第8条に定める収納金出納簿ではなくコピー機出納月計簿により明らかにされていました。コピー機出納月計簿は出納簿の要件を満たしているものの例規等に規定されていませんので、規則あるいは要綱、要領等に定めておくよう口頭で指導しました。

### 4. 協働部協働推進課（市民活動サポートセンター）

平成26年10月9日午後1時52分から、協働推進課主任主査の立会いのもとで監査を実施しました。

毎週金曜日にコピー機のメーター数とコピー機料金受けの現金を確認し、コピー代金出納月計表に記載するとともに、調定を起票し、即日入金されていました。つり銭は、鍵のかかるコピー機料金受けに、すべて入れられており、私金との混同はありませんでした。なお、コピー機料金受けの鍵は、適正に保管しているとのことでした。

監査当日のコピー機料金受けの現金は、9月30日に確認したコピー機のメーター数と、監査当日のメーター数の差から換算した使用料とつり銭の額と一致していました。

会計課で確認した結果、現金の取り扱いをしている職員、非常勤職員は、現金取扱員に任命されていました。

なお、現金の出納については、規則第8条に定める収納金出納簿ではなくコピー機出納月計簿により明らかにされていました。コピー機出納月計簿は出納簿の要件を満

たしているものの例規等に規定されていませんので、規則あるいは要綱、要領等に定めておくよう口頭で指導しました。

## 5. 教育部図書館

平成26年10月9日午後2時42分から、図書館館長、副主幹の立会いのもとの監査を実施しました。

毎月末にコピー機料金受けの現金を確認し、現金出納簿に記載するとともに、調定を起票し、速やかに入金されていました。つり銭は、鍵のかかるコピー機料金受けにすべて入れられており、私金との混同はありませんでした。なお、コピー機料金受けの鍵は現金出納員以外の者でも開閉が可能な状況になっていました。現金は現金出納員が確実に管理する必要がある、現金を保管する鍵についても的確な保管場所を確保するなど現金同様に厳重に管理するよう十分注意していただきたい。

会計課で確認した結果、現金の取り扱いをしている職員は、現金取扱員に任命されていました。

なお、現金の出納については、規則第8条に定める収納金出納簿ではなくコピー機出納月計簿により明らかにされていました。コピー機出納月計簿は出納簿の要件を満たしているものの例規等に規定されていませんので、規則あるいは要綱、要領等に定めておくよう口頭で指導しました。

また、監査当日のコピー機料金受けの現金について、つり銭は確認できましたが、コピー機利用料については、月末にコピー機使用料を入金する際に精算根拠となるコピー機のメーターを記録していないため、月末から監査当日までの利用コピー枚数が把握できず現金残高との確認が行えませんでした。コピー機料金受けの現金を確認し入金する際には、コピー機のメーターと現金残高を照合するなど、確実に収納しておくよう口頭で指導しました。

各監査対象課における現金取扱事務は、みよし市予算決算会計規則、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則等に基づいて、概ね適正に処理されていると認められました。また、現金等保管する手持ちの金庫、コピー機料金受け等は、適正に管理されていました。しかし、その一部において、事務処理方法等に対して口頭にて是正、改善を求めた軽微な事項については、速やかに検討実施されるよう求めます。また、つり銭の管理保管にあたり、整備が必要としている、現金出納簿（つり銭用）、コピー代出納月計簿について、様式が例規に規定されていませんので、正確な記載を求めるためにも、規則等に規定しておく必要があると考えます。

今年度も、突然の監査であったにもかかわらず、各課担当者が快く誠実に監査に協力してくださったことに対し、監査委員として、感謝申し上げます。